

兵庫県公報

平成22年4月2日 金曜日 第2171号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	1
○ 平成22年度消防設備士試験の実施（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○ 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 国土調査の成果の認証（同）	8
○ 平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部改正（環境整備課）	8
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	9
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	13
○ 都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	13
県議会事務局公告	
○ 入札公告	13
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	16
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出	18
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	19
正 誤	
○ 平成21年12月4日付け兵庫県公報第2号外中	20

告 示

兵庫県告示第408号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(i) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 （人）
H22. 7. 15（木）		加古川	101	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H22. 7. 16（金）		豊 岡	102	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H22. 7. 20（火）		姫 路	103	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300

H22. 7. 26 (月)	13:30 ～ 16:30	神戸	104	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H22. 8. 6 (金)		篠山	105	四季の森生涯学習センター 多目的ホール 篠山市網掛429	300
H22. 8. 20 (金)		小野	106	小野市伝統産業会館 大研修室 小野市王子町806-1	200
H22. 9. 3 (金)		尼崎	107	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭通通2-6-75	200
H22. 9. 22 (水)		明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H23. 1. 27 (木)		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H22. 7. 14 (水)	13:30 ～ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H22. 9. 7 (火)		高砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H22. 9. 16 (木)		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H22. 10. 14 (木)		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H22. 11. 9 (火)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H22. 7. 27 (火)		高砂	301	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H22. 7. 28 (水)		西宮	302	西宮市フレンテホール フレンテ西宮5階 西宮市池田町11-1	240
H22. 7. 29 (木)		尼崎	303	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭通通2-6-75	200
H22. 8. 4 (水)		加古川	304	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H22. 8. 5 (木)		神戸	305	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

H22. 8. 11 (水)	13:30 ～ 16:30	赤 穂	306	赤穂市文化会館 赤穂市中広864	300
H22. 8. 25 (水)		尼 崎	307	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H22. 8. 27 (金)		姫 路	308	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H22. 9. 10 (金)		神 戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H22. 10. 8 (金)		姫 路	310	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300
H22. 10. 19 (火)		明 石	311	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H22. 10. 22 (金)		川 西	312	アステ川西 アステホール 川西市栄町25-1	200
H22. 10. 28 (木)		たつの	313	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永	300
H22. 11. 5 (金)		尼 崎	314	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H22. 11. 11 (木)		神 戸	315	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H22. 11. 17 (水)		姫 路	316	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H22. 11. 22 (月)		加古川	317	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H22. 12. 3 (金)		宝 塚	318	宝塚市立中央公民館 宝塚市伊子志1-4-1	100
H23. 2. 10 (木)		伊 丹	319	スワンホール 多目的ホール 伊丹市昆陽池2-1	150
H23. 2. 18 (金)	神 戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
H22. 7. 22 (木)	13:30 ～ 16:30	三 田	401	三田駅前一番館 (キッピーモール) 多目的ホール 三田市駅前町2番1号	180
H22. 7. 23 (金)		淡 路	402	淡路消防ビル 大会議室 洲本市塩屋1-2-32	150
H22. 9. 29 (水)		朝 来	403	朝来市文化会館 和田山ジュピターホール 朝来市和田山町玉置877番地1	140
H22. 10. 21 (木)		にし たか	404	西脇地域職業訓練センター 西脇市平野町189-1	120
H22. 11. 19 (金)		豊 岡	405	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120

H22. 12. 9 (木)	加西	406	加西市健康福祉会館 大会議室 加西市北条町古坂1072-14	150
H23. 2. 2 (水)	尼崎	407	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H23. 2. 4 (金)	姫路	408	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	300

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）

- ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者。ただし、当該従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。
- イ 平成19年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者（平成20年度又は平成21年度に保安講習を受講した者を除く。）
- ウ 平成19年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者（平成20年度又は平成21年度に保安講習を受講した者を除く。）

(2) 現在は危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成19年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し又は占有する事業所で危険物の取扱作業に従事し、県内に所在する事業所等（以下「県内事業所等」という。）に所属している者を対象とした申請書として、平成22年4月下旬に財団法人兵庫県危険物安全協会から県内事業所等あてに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成22年4月下旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
財団法人兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期間

平成22年4月26日（月）から同年5月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

また、郵送による場合は、必ず特定記録郵便によることとする。

なお、提出期間中に定員に満たなかった講習日については、原則として当該講習日の2週間前まで受付を継続する。ただし、定員に達し次第受付を終了する。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円分の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に、はがれないように貼り付けること。

また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更（欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。）は、平成22年度内の講習日への変更に限って認める。ただし、変更の際には、前もって次の問い合わせ先に連絡すること。

5 講習についての問い合わせ先

(1) 財団法人兵庫県危険物安全協会

電話 (078) 333-8032

(2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課危険物係 電話 (078) 341-7711 内線 3418



兵庫県告示第409号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成22年 8月7日（土）	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類	午前11時から 午後0時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第4類	午後1時40分から 午後3時25分まで
同月8日（日）	午前	乙種第6類	午前10時から 午前11時45分まで
	午後	甲種特類	午後1時から 午後3時45分まで
		乙種第7類	午後1時から 午後2時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成22年 11月21日（日）	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前11時から 午後0時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時40分から 午後4時55分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時40分から 午後3時25分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。

2 試験場所

(1) 第1回

兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1番63号

(2) 第2回

兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 申請書類等

ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部（署）、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 資格証明書類

(7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

(8) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

(2) 受付期間、申請方法及び申請先

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成22年6月24日（木）から同年7月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(8) インターネット申請

a 受付期間

平成22年6月21日（月）午前9時から同年6月29日（火）午後5時まで

b 申請方法

財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

なお、受験資格及び試験科目免除資格の内容によっては申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成22年9月30日（木）から同年10月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

b 申請方法

第1回と同じ。

c 申請先

第1回と同じ。

(f) インターネット申請

a 受付期間

平成22年9月27日(月)午前9時から同年10月9日(土)午後5時まで

b 申請方法 第1回と同じ。

(3) 手数料

ア 甲種特類 5,000円

イ 甲種 5,000円

ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

第1回は平成22年9月中旬、第2回は平成22年12月中旬に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 受験についての問い合わせ先

(1) 書面申請

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第410号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年3月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業(大規模)	吉福地区	平成22年4月2日から 同 月22日まで	佐用郡 佐用町役場



兵庫県告示第411号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
姫路市	ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	黒谷池地区	平成22年4月2日から 同 月22日まで	姫路市役所



兵庫県告示第412号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成22年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成19年7月から平成21年9月まで
- (3) 成果の名称
相生市（矢野町中野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
相生市矢野町中野の一部
- (5) 認証年月日
平成22年3月19日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
揖保郡太子町
- (2) 調査を行った期間
平成20年7月から平成21年10月まで
- (3) 成果の名称
太子町（大字米田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
太子町大字米田の一部
- (5) 認証年月日
平成22年3月19日



兵庫県告示第413号

平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部を次のように改正する。
平成22年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第1 3の項中「指定区域」を「要措置区域等の台帳」に改める。
別表第2 10の項調査方法の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 植物相
現地踏査 (2) 植生
植物社会学的植生調査法
を基本とする。
調査地域内の植物群落ご
とに一定面積の方形枠を実
測の上で設定し、枠内の植
物種の名称及び被度（%） |
|---|

等を階層ごとに記録する。
 上記調査を植物群落ごとに5箇所以上実施し、その結果を取りまとめ、種多様性の評価に必要な基礎的資料を作成する。

(3) 貴重な植物種・植物群落の分布及び生育状況
 兵庫県版レッドデータブックをベースに、自然科学的価値及び社会科学的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。

別表第3 10の項予測項目の欄中「周辺の植生」を「調査地域及び周辺の植生」に改め、同項予測方法の欄中「植生の改変」を「植生の消滅の有無及び改変の程度」に、「植物群落に及ぼす影響」を「植物群落の消滅の有無及び改変の程度」に、「なお、」を「現地での保全を第一とするが、やむを得ず」に、「周辺の植生」を「直接的な植生の改変が調査地域及び周辺の植生」に、「直接的損傷による影響及び生育環境の変化による影響」を「直接的損傷による影響、生育環境の変化による影響及び改変が生物多様性に与える影響」に改め、同表11の項予測方法の欄中「生息環境の改変」を「貴重な動物種の生息環境の消滅の有無及び改変の程度」に、「生息状況」を「生息環境の改変が動物の生息状況」に、「直接的損傷による影響及び生育環境の変化による影響」を「直接的損傷による影響、生息環境の変化による影響及び改変が生物多様性に与える影響」に改め、同表12の項予測方法の欄中「生育・生息環境の改変」を「藻場、干潟等の生育・生息環境の消滅の有無及び改変の程度」に、「消滅の有無等」を「消滅の有無、種類の変化の程度」に、「直接的損傷による影響及び生育・生息環境の変化による影響」を「直接的損傷による影響、生育・生息環境の変化による影響及び改変が生物多様性に与える影響」に改める。

別表第4 10の項及び11の項中「自然環境」の右に「及び生物多様性」を加え、「複合環境域全体の保全」を「複合環境域全体の維持」に改め、「、生物多様性の保全」を削り、「保全等についての配慮が図られていること」を「管理等を行って、生物多様性が保全されていること」に、「希少性等」を「希少性、生物多様性等」に改め、同表12の項中「自然環境」の右に「及び生物多様性」を加え、「複合環境域全体の保全」を「複合環境域全体の維持」に改め、「、生物多様性の保全」を削り、「保全等についての配慮が図られていること」を「管理等を行って、生物多様性が保全されていること」に、「学術的重要性等」を「学術的重要性、生物多様性等」に改める。



兵庫県告示第414号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸 敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		
中央工業(株) (代)副島 準四郎	神戸市灘区城内通4-3-4	般・特-19 第102959号	一般 特定	管工事業、消防施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年12月10日
ブルー・ジー・プロ(株) (代)北村 公一	同 市同区六甲町3-3-3	般-18・19 第114798号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月24日

㈱大和工務店 代森行 重光	同 市中央区宮本通2 -1-9	特-18・21 第100514号	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
中村工業㈱ 代中村 繁	同 市同 区筒井町3 -1-9	般・特-16 第103763号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月12日
㈲谷口工業 代谷口 芳和	同 市兵庫区大開通10 -2-23-601	般-17 第110189号	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年12月25日
ツチダ産業㈱ 代土田 晃義	同 市同 区塚本通3 -1-13	般-17 第104159号	一般	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年1月20日
大本建設㈱ 代大本 大作	同 市北区有野町唐櫃 2507	特-18 第108835号	特定	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年11月30日
大栄道路㈱ 代神田 秀信	同 市須磨区外浜町2 -3-34	般-17 第110979号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年1月5日
㈱ケイ・グラニット 代岸本 雄二	同 市西区伊川谷町有 瀬31-1	般-19 第113824号	一般	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年12月31日
西神住宅設備 代谷本 忠康	同 市同区平野町宮前 404	般-21 第113170号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年1月6日
㈱マンワ 代石田 圭	尼崎市水堂町3-3-4	般・特-17 第211866号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年9月20日
㈱田中設備工業所 代林 信文	同 市食満6-8-15	般・特-18 第214851号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月7日
宝山興業 代小原 幸和	同 市東園田町2-88 -5	般-16 第214124号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
宮下電設工業㈱ 代宮下 忠志	同 市東園田町2-118 -1	般-16 第203877号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
㈱文永工業 代文永 碩	同 市水堂町2-39-23	般-16 第214085号	一般	大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈲ケイエステクノ 代川合 真二	同 市浜田町2-77	般-19 第216643号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
㈲ももたろう建設 代大野 浩彦	西宮市北口町10-15	般-16 第217086号	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年12月20日
㈱極東設備 代高橋 安弘	同 市樫塚町3-5	特-19 第203801号	特定	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
荒垣建設 代荒垣 眞信	同 市段上町6-23-4-B-403	般-18 第217426号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年1月6日

田口電気 代田口 勇	宝塚市旭町3-10-1 -509	般-19 第215147号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月15日
ファミリー建設 代太郎田 豊人	同 市安倉中5-10- 12-301	般-19 第301833号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
㈱ID建築工房 代飯田 義忠	同 市中山桜台6-10 -2	般-21 第301955号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
新武舗道㈱ 代新武 慶応	川西市絹延町2-4	般-17 第205442号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 電気工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
中島建設㈱ 代中島 洋四郎	三田市相生町27-11	般-17 第301024号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年12月22日
大野電気商会 代大野 好巳	同 市上相野181-6	般-16 第301015号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月25日
光電気工業所 代濱西 喜八郎	同 市三輪1-14-40	般-17 第300703号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
㈱斧建築店 代斧 百代	三木市本町2-13-5	特-19・20 第351367号	特定	土木工事業、建築工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成21年12月31日
㈱富田電機 代富田 幸吉	小野市神明町202-3	般-17 第351239号	一般	管工事業、電気通信工 事業、消防施設工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年9月25日
善和建設㈱ 代山口 正和	同 市中町286-1	般-17 第353228号	一般	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 年12月16日
遠藤畳装飾 代遠藤 龍夫	加西市馬渡谷町230	般-19 第353551号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 年5月8日
新盛土木㈱ 代塚原 隆雄	同 市北条町黒駒121	般・特-18 第352278号	一般 特定	建築工事業、しゅんせ つ工事業、水道施設工 事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成22年1月16日
福和建设㈱ 代福井 和成	姫路市夢前町寺9-66	般-17・19 第460190号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年9月19日
㈱岩山組 代岩山 福市	同 市野里76-2	般・特-18 第455107号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月30日
㈱ナガサカ 代長坂 政純	同 市別所町別所557	般-18 第458582号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 ほ装工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月1日
㈱辰己企画 代赤鹿 保生	同 市辻井1-1-23	般-21 第460666号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
㈱アカシカ住宅 代赤鹿 武	同 市辻井1-2-22	般-17 第456820号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月1日
平松工業㈱ 代塩津 雅之	同 市大津区真砂町38 -3	般-16 第451851号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日
㈱ヤスタ 代安田 猛夫	同 市香寺町田野1042 -19	般・特-18 第458529号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱アサヒテック 代福尾 考司	同 市勝原区宮田505	般-16 第459177号	一般	土木工事業、管工事業、 ほ装工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
㈱アスノ 代大塚 善基	同 市飾磨区上野田2 -10	般・特-17 第453210号	一般	タイル・れんが・プロ ック工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱関西土木興業 代井上 哲史	神崎郡市川町北田中 281	般-19 第460470号	一般	建築工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年8月1日
㈱堀田建設 代堀田 勝美	同 郡同 町美佐258 -1	般-17 第456872号	一般	建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月27日

Bigにしおか 代西岡 裕幸	同 郡福崎町西治666-1	般-16 第460034号	一般	建築工事業、電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月15日
㈱勝栄建設 代三木 勝治	たつの市神岡町追分255	般-20 第502594号	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年8月31日
㈱ケンコー 代村下 尚彦	宍粟市千種町黒土327-1	般-18 第501975号	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月30日
㈱兵庫テクノハウジング 代中本 栄一郎	揖保郡太子町矢田部343-1	般-20 第406022号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年1月4日
㈱芳賀建設工業 代芳賀 健悟	赤穂郡上郡町奥甲628	般・特-16 第551624号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年11月19日
㈱テクノ・ハリマ 代船曳 守	佐用郡佐用町円応寺160-6	般-19 第551784号	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月30日
㈱井田電機 代井田 彊	朝来市立野168-2	般-18 第601011号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月10日
池本工務店 代池本 保	美方郡香美町香住区香住1412-3	般-19 第700155号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年12月31日
㈱丸幸 代足立 八郎	丹波市青垣町山垣1250-2	般-19 第751218号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月30日
大増建設㈱ 代増井 淳一郎	洲本市宇山2-7-11	般・特-16 第800608号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月25日



兵庫県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.46号弓場線
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成7年兵庫県告示第533号、平成12年兵庫県告示第422号、平成15年兵庫県告示第400号及び平成20年兵庫県告示第339号の事業地のうち神戸市東灘区御影山手1丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年4月2日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	宍粟市山崎町上比地字森ノ上315番1から 同 市山崎町金谷字袋谷748まで	旧	5.0から 22.0まで	317.0	
		新	12.0から 24.0まで	297.0	



兵庫県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
 阪神間都市計画住宅街区整備事業
 中央北地区住宅街区整備事業
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
 川西市火打1丁目、中央町、日高町、美園町、絹延町及び出在家町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
 平成22年4月2日から同月16日まで
- (4) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
 阪神間都市計画道路
 3.5.272号火打滝山線
 3.5.273号豊川橋山手線
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
 川西市火打1丁目
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
 平成22年4月2日から同月16日まで
- (4) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課

県 議 会 事 務 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年4月2日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 京 政 幸

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務

(2) 調達案件の仕様等

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.86、No.87、No.88の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務（詳細は入札説明書による。）

(3) 履行期間

平成22年5月20日（木）から平成23年1月28日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県議会事務局が別途指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県議会事務局調査課 担当 河上
電話 (078) 341-7711 内線 5067

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年4月2日（金）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成22年5月14日（金）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館2階 議会事務局会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成22年5月13日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成22年4月3日（土）から同月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 会社概要(業務に係る全ての会社のもの)、メーカー・品名・kg数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本(4度刷)

エ 協議結果 平成22年4月23日(金)までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年5月12日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成22年5月20日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Masayuki kyou, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly

(2) Nature and quantity of the services to be required:

The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 16, 2010

(4) Deadline for tender:

13:30 May 14, 2010 by direct delivery

17:00 May 13, 2010 by mail

(5) Person to contact concerning the notice:

Mr. kawakami, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 5067

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成22年4月2日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
赤木和雄後援会	赤木和雄	森岡義喜	たつの市神岡町横内96
育雅会（西村雅文を育てる会）	河野 昂	滝川 喜久雄	加古川市加古川町稲屋212-7
井上津奈夫後援会	大西 順治	中村 弘	加古川市別府町新野辺北町3丁目81-1
輝く未来「すもと」を実現する会	中田進市	国中佳一	洲本市宇原552
神戸市薬剤師連盟	赤松路子	伊藤清彦	神戸市中央区下山手通6丁目4番3号
砂尾治後援会	砂尾 治	砂尾俊行	洲本市五色町都志176番地1
青雲同志会	小池 松太郎	高木正利	芦屋市陽光町6-4-404
高木英里後援会	松下健二	児堀峰活	加古川市加古川町中津80番地の9
にしたおさむ後援会	山口敬蔵	西多 攻	加古川市別府町新野辺1242-1
松尾文雄後援会	松尾文雄	松尾桂子	佐用郡佐用町乃井野1476
松山陽子後援会	中島幹雄	松山陽子	神崎郡神河町長谷673番地
山田和広「創志」	山田和広	山田和広	三木市志染町中自由が丘3-286

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
公明党西神戸総支部	会計責任者	新	向井道尋
		旧	壬生 潤

自由民主党赤穂支部	主たる事務所の所在地	新	赤穂市上仮屋南21-1 長岡事務所内
		旧	赤穂市加里屋1096-28
自由民主党関宮町支部	会計責任者	新	岩佐昌晴
		旧	西谷昭徳
自由民主党龍野支部	会計責任者	新	三木祥平
		旧	井戸愛子
自由民主党日南支部	主たる事務所の所在地	新	姫路市本町68-170
		旧	姫路市西延末60
	代表者	新	鎌倉健治
		旧	内海清人
自由民主党八鹿町支部	主たる事務所の所在地	新	養父市八鹿町八鹿1685-3 ビューティサロンくぼ
		旧	養父市八鹿町浅間455
	代表者	新	勝地恒久
		旧	西村英太郎
	会計責任者	新	小林秀敏
		旧	田原巖
日本共産党東播地区委員会	代表者	新	山口博明
		旧	青手木学
日本共産党西宮芦屋地区委員会	会計責任者	新	庄本建次
		旧	有川清次郎

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
尼崎をあいさつの街におはよう こんにちわの会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市杭瀬南新町2丁目11-13 3F
		旧	尼崎市杭瀬本町3丁目3の24
淡路市歯科医師連盟	主たる事務所の所在地	新	淡路市富島948番地
		旧	淡路市富島200番地-5
石見利勝後援会	主たる事務所の所在地	新	姫路市南畝町2丁目53番地 ネオフィス姫路南3階
		旧	姫路市綿町132番地 播建ビル401
輝 S E K I - C L U B	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
		旧	神戸市垂水区御霊町2-5-101
桑野元澄後援会	会計責任者	新	桑野ちか子
		旧	占部ヤス子
市民と岡本はるきの会	政治団体の名称	新	市民と岡本はるきの会
		旧	市民とはるきの会
末松信介後援会	会計責任者	新	大西太三
		旧	太田貞雄
砂尾治後援会	代表者	新	砂尾憲治
		旧	砂尾治

青 雲 同 志 会	主たる事務所の所在地	新	芦屋市陽光町6-4-404
		旧	芦屋市楠町5-3 水交ビル503号
	会計責任者	新	高木正利
		旧	小林博
税理士による衆議院議員関よしひろ後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
		旧	神戸市垂水区御霊町2丁目5 リバーサイド山本101
大 日 本 神 州 党	会計責任者	新	大川信幸
		旧	後藤修二
竹 内 通 弘 後 援 会	代表者	新	吉岡顕夫
		旧	四方進
播 磨 地 域 開 発 研 究 会 播 英	代表者	新	岩谷和幸
		旧	高原哲彦
兵 庫 県 自 動 車 整 備 政 治 連 盟	会計責任者	新	橋本武司
		旧	寺西弘興
芳 香 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
		旧	神戸市垂水区御霊町2-5-101
ポ プ ラ の 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
		旧	神戸市垂水区御霊町2-5-101
丸 岡 ひ ろ み つ 後 援 会	会計責任者	新	丸岡和
		旧	丸岡悦代
む ろ い 秀 子 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東難波町5-7-18 むろいビル401
		旧	尼崎市東難波町5-7-18 むろいビル3階北館-1

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
青 雲 同 志 会	小池松太郎	平成22年2月2日
N E X T 神 戸 創 造 会 議	高山晃一	平成22年2月1日
藤 原 信 子 後 援 会	藤原信子	平成22年1月31日
増 田 忠 後 援 会	増田忠	平成22年1月28日
三 木 し げ き 後 援 会	三木茂毅	平成22年2月24日



兵庫県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成22年4月2日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
石見利勝	姫路市長	石見利勝後援会	主たる事務所の所在地	新	姫路市南畝町2丁目53番地 ネオフィス 姫路南3階
				旧	姫路市綿町132 播建ビル401号
関芳弘	衆議院議員	輝SEKI-CLUB	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
				旧	神戸市垂水区御霊町2-5-101

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
藤原信子	西脇市議会議員	藤原信子後援会	西脇市野村町1815番地の4	藤原信子	平成22年1月31日
増田忠	三田市議会議員	増田忠後援会	三田市乙原911	増田忠	平成22年1月28日
三木茂毅	たつの市議会議員	三木しげき後援会	たつの市龍野町中村283番地の6	三木茂毅	平成22年2月24日

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区における総トン数5トン未満の動力漁船を使用して行ういかつり漁業の操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成22年4月2日

但馬海区漁業調整委員会
会長 吉岡修一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第58号

2 指示事項

指示する海域	集魚に使用する光力の制限		集魚灯設備の制限
	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 ただし、7月1日から9月30日までの間は6個	農林水産省令によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、いか釣り漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個	

鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個
	水深200メートルからいか釣り漁業禁止区域線まで	3キロワット以内の電球18個

3 指示の有効期間

平成22年5月1日から平成25年4月30日まで

4 平成19年3月16日付け但馬海区漁業調整委員会指示第56号は、平成22年4月30日をもって廃止する。

正 誤

○平成21年12月4日付け（兵庫県公報第2号外）

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年兵庫県規則第65号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から30	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。 附則第12項中「平成18年兵庫県規則第14号」を「平成21年兵庫県規則第65号」に、「平成18年改正規則」を「平成21年改正規則」に改め、「及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成20年兵庫県規則第39号。以下「平成20年改正規則」という。）附則第2項」を削り、「平成18年改正規則附則第2項並びに平成20年改正規則」を「平成21年改正規則」に改める。 別表第1を次のように改める。